

【こみを出すときの注意事項】事業系の資源物・こみはステーションに出すことはできません。

# ファミリー・サポート・センターの提供会員募集

ファミリー・サポート・センターとは、地域において子育ての援助を必要とする方(依頼会員)と「子育ての援助をしたい方(提供会員)」が会員となって、助け合う会員組織です。

町では、平成24年10月のファミリー・サポート・センター事業開始に向けて準備中であり、まず最初に提供会員の募集を始めます。

会員になるための条件や具体的な援助内容は次のとおりです。

## 【提供会員(子育ての援助をしたい方)の条件】

- 町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康で、原則として自宅での子どもの預かりができる方。(申し込み後にセンターが必要とする講習を受けられる方)

## 【提供会員による具体的な援助内容】

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの保育施設等の保育開始前や保育終了後に、子どもを預かること。
- 保育施設等までの送迎を行うこと。
- 学校の放課後、子どもを預かること。
- 冠婚葬祭や他の子どもが学校行事の際、子どもを預かること。
- 買い物等外出の際、子どもを預かること。

### 【提供会員報酬基準額】

月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
交通費(送迎に自家用車を利用した場合)	1回あたり200円
送迎に公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事(ミルクを含む)等の提供をした場合	実費

※上記の報酬は、依頼会員から提供会員に直接支払われます。  
最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。  
(送迎に要する時間は、提供会員が自宅を出てから戻るまでの時間です。)

## 【提供会員の募集について】

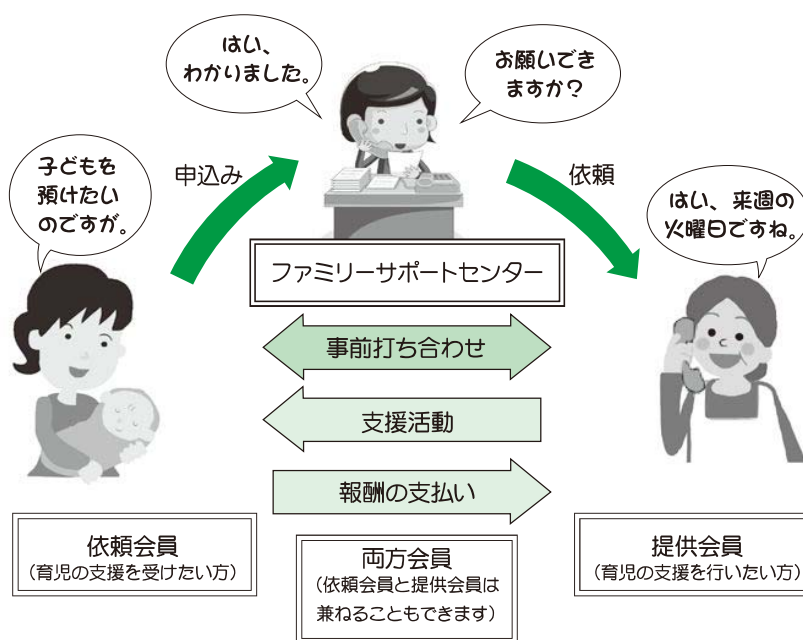
提供会員として入会を希望される方は、入会届出書の提出が必要になりますので、お電話でお問い合わせの上、町役場1階福祉課児童福祉係までお越しください。詳しい説明をいたします。

必要なもの：印かん、会員証用写真2枚(縦4cm×横3cm)

## 【補償保険】

会員になると、自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。保険料は町が負担します。

## ファミリーサポートセンターの仕組み



▼問い合わせ先 福祉課 児童福祉係 ☎9130

【ごみを出すときの注意事項】ペットボトルはキャップ、ラベルを外して、中身を洗い（できれば漬して）出してください。

# 児童手当制度について（平成24年4月～）

平成24年4月から子ども手当は児童手当に変わりました。

児童手当を受給するには申請が必要です。ただし、子ども手当特別措置法（平成23年10月から平成24年3月まで）の認定を受けた方は、申請をしたとみなされ、引き続き児童手当を受給することができます。

## ●受給できる方（保護者）

上三川町に住民登録があり、中学校修了前（15歳になって最初の年度末まで）のお子さんを養育する父母等のうち、生計中心の方。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

## ●児童手当の月額

対象区分	児童手当（平成24年4月分から）
3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・2子 10,000円
	第3子以降 15,000円 ※18歳到達後の最初の年度末の子どもから数えます
中学生（一律）	10,000円
所得制限超世帯 ※平成24年6月分より	5,000円



## ●所得制限

平成24年6月分の手当から所得制限が適用され、受給者の所得が限度額以上の場合、手当の支給額が変わります。

扶養親族等の人数	所得額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円



## ●支給予定

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

## ●現況届

養育状況や所得の確認をするために、6月中に現況届の提出が必要となります。対象者には6月に用紙を郵送いたします。

▼問い合わせ先=福祉課 児童福祉係 ☎9130

## 栃木県からののお知らせ

下水道資源化工場で製造した熔融スラグ等につきましては、現在、県央浄化センターを含む県内4施設で分散保管しております。

いずれの施設におきましても空間放射線量率の値が安定していることから、今後の県ホームページ（[http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/h09/hoshano\\_gesuidosisetu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/h09/hoshano_gesuidosisetu.html)）への掲載・更新は、5月3日から土日休日（12月29日～1月3日までの期間を含みます）を除いた平日に行います。

なお、空間放射線量率の測定及び各施設正門における掲示につきましては、引き続き毎日行います。

▼問い合わせ先=栃木県県土整備部 都市整備課 下水道室 計画管理チーム

☎028(623)2504 FAX028(623)2477